

## (仮称) 今金町住吉宮島風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	現在、環境に関する前倒し調査は実施しておりません。今後の実施予定については未定です。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみの公表であり、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	<p>図書については、以下の理由によりダウンロード及び印刷をご遠慮いただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書内容の著作権は事業者にあり、複製による著作権侵害が生じないよう留意する必要があること</li> <li>・図書内容は事業者が費用及び労力を投資した成果であること</li> <li>・図書内容の一部の切り取り等による誤った情報拡散等のリスクが考えられること</li> <li>・環境影響評価図書のダウンロード及び印刷を義務付けるような法的根拠がないこと</li> </ul> <p>一方で住民など関係者の事業に対する理解促進を重要と考えており、環境省の公開についての通知もあることから、直ぐの対応は困難ですが、今後対応を検討します。</p>
			2次	<p>①「法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表すること」に対する事業者の見解をお示しください。</p> <p>②地域住民との相互理解促進には、図書のダウンロード・印刷を可能とすることが望ましいと考えますが、地域住民等へ資料配付をしている等、地域住民との相互理解促進に向けて工夫されていることがありましたら、可能な範囲でご教示ください。</p> <p>③1次質問の回答について、2点目と4点目については相互理解に重要な情報公開の観点とは全く関係がないように思われますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①法に基づく縦覧期間終了後の継続した公表は、環政評発第2206303号「環境影響評価図書の公開について（改訂版）」での環境省からの通知のとおり、事業者の同意を得て公開されると記載されており、法的拘束力はないと理解しています。</p> <p>②1-3の回答のとおり、地域住民との理解促進に向けて、アセス図書縦覧前に自治会に資料配布及びその説明を行ったり、近隣自治体に図書を送付するなどしています。</p> <p>③1次質問の回答は、「広く意見を求めるための利便性向上」に関する貴重の質問に対し、図書のダウンロード及び印刷を遠慮いただく理由を記載しています。相互理解に限ったことではないと理解し、回答しています。</p>
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	<p>今金町に対しては、アセスに限らず、様々な情報提供や説明、協議を実施しており、理解促進を図っています。また、関係地域に含めなかった、せたな町、長万部町、八雲町、島牧村にも事業概要を説明した上で、参考として図書提供の要望があった自治体（今金町、せたな町、長万部町）に対して図書を送付するなど広く情報提供に努めています。</p> <p>住民に対しては、事業実施想定区域とその周辺の自治会を対象に、自治会役員へ事業や配慮書に係る説明を実施しており、自治体同様に理解促進に努めています。</p> <p>今後については引き続き自治体に対しては細かな情報提供、協議を継続するとともに、住民に対しては方法書以降の住民説明会開催の他、個別の問い合わせへの対応など丁寧かつ真摯に向き合い、相互理解の促進に努めてまいります。</p>
			2次	自治会への説明を実施しているとのことですが、現時点での開催状況と、可能であればその際に住民等から寄せられた意見についてもご教示願います。	<p>地元自治会に対して、以下のとおり説明会を実施しています。なお、説明会にて住民等から寄せられたのは意見ではなく、質問となります。詳細は別添資料をご参照ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 花石連合自治会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：2023年5月14日</li> <li>・参加人数：15名</li> <li>・主な質問：風車から発生する騒音はどの程度か</li> </ul> </li> <li>2. 美利河連合自治会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：2023年5月14日</li> <li>・参加人数：4名</li> <li>・主な質問：檜山沖洋上風力との関係性はあるか、今金町役場との関係性、風力発電所建設による景観の変化</li> </ul> </li> <li>3. 種川連合自治会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：2023年5月14日</li> <li>・参加人数：23名</li> <li>・主な質問：他社事業の風況観測塔との比較</li> </ul> </li> </ol>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 1-4	-	全般	1次 2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために ・「北海道景観計画」 ・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」 を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	ご指導のとおり、住民との相互理解の促進に努めます。また景観に関してはご提示の計画やガイドラインを参考とし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにいたします。

## 2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1第1種事業の目的	1次 2次	地元経済への貢献として、現時点で想定される具体的な対応を可能な範囲でご教示ください。  ①3ページ最後の行に「地元経済への貢献を目的」とありますが、現時点で具体的な対応が未定であるにも関わらずこのように謳うのは矛盾しているのではないかでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②1次回答における「地元関係主体」とは、何の主体であることを指しているのかをご教示ください。	現時点では未定です。 今後地元関係主体との協議等も踏まえて検討したいと考えております。  ①風力発電事業により地元経済への貢献があるものと認識しております、3ページの目的に記載したものです。ただし、その具体的な内容は事業者だけの独断で提示できるものではなく、関係者との協議等を踏まえて決まるものであり、現時点では未定と回答しました。なお、地元経済への貢献については、地元自治体の今金町との協議で具体的な内容には至っていないものの、企業版のふるさと納税をはじめ、話題には既に上がっていることを合わせてお伝えします。 ②「地元関係主体」とは、地元自治体の今金町を指しています。
2-2	4	(a)事業実施想定区域の位置	1次	関係市町村を今金町のみとしていますが、p. 256の可視領域図では、せたな町などの周辺市町村が可視領域に含まれていることがわかります。 なぜ関係市町村を今金町のみとしたのか、周辺市町村と協議している場合は、その協議内容を踏まえ、理由をご教示願います。	風車が垂直視野角1度以上で視認できる眺望点が存在する市町村を関係地域としました。 今金町以外の周辺市町村には以下の通り事前協議を行い、「事業実施想定区域から十分に離れているため、関係市町村に含めなくてよい」との協議結果を得ています。 (周辺市町村事前協議実施日) ・今金町 2023年2月21日 ・せたな町 2023年2月21日 ・長万部町 2023年2月22日 ・八雲町 2023年2月22日 ・島牧村 2023年3月24日
2-3	6	図2.2-1(2)	1次	国道230号線の花石トンネルの直上に事業実施想定区域が位置していますが、この部分の風力発電機の設置又は土地の改変及び工事の実施が行われる場合、安全上の問題はないのでしょうか。	画面では、国道230号線の花石トンネルの直上に重なっているように見えますが、事業実施想定区域は花石トンネルの北側に位置しており、花石トンネルの安全に影響を与える場所への風力発電機の設置又は土地の改変及び工事の実施は予定しておりません。
追加 2-4	10	2.2.4(3)(d) 法令等の制約を受ける場所の確認	1次 2次	自然公園法及び北海道立自然公園条例に係る自然公園、自然環境保全法及び自然環境等保全条例に係る自然環境等保全区域等に該当しないことも記載すべきではないでしょうか。	ここでは、法令等の制約を受ける場所のうち、検討対象エリアおよびその周囲に分布するものについて、分布状況を記載しております。ご指摘のものほか、ラムサール条約登録湿地の有無等についても確認を行っていますが、周囲に分布しないため、記載しておりません。 検討対象エリア周辺における法令等の規制状況については、表3.2-53に示しております。
追加 2-5	20, 21 184, 1 85	2.2.5 4.1.1(2) 表4.1-2	1次 2次	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。	ご指導のとおり、適切に対応します。
追加 2-6	21	(b)工事期間の概要	1次 2次	冬季は雪の状況に応じて休工する場合もあるとのことですが、基本的には通年で施工し、一定の積雪量に達した場合に休工する計画ということでしょうか。	冬季休工の計画は現状未定です。基本的に積雪による休工期間を設け、それ以外の期間で工事を実施する方針を考えています。休工期間は毎年積雪状況が変わるので、状況を見ながら設定することになると考えています。

## 3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-11	38	河川及び湖沼	1次 2次	事業実施想定区域内に「盤の沢川」も流れていますので、追記をお願いします。	ご指導のとおり、方法書以降で作成する全ての図書において追記します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-12	39	図3.1-4水象 の状況（河 川・湖沼）	1次	事業実施想定区域内に普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	事業実施想定区域に含まれる普通河川への直接改変は原則実施しないことを想定しています。また、直接改変以外の工事中の水の濁りなどの環境影響に対しては、適切な調査を行った上で影響の程度を評価する予定です。
			2次		
3-1	51	図3.1-8	1次	①事業実施想定区域と断層が重複していますが、回避の検討はしなかったのでしょうか。 ②事業実施想定区域内の断層周辺を改変することのリスクについて、事業者の見解をお示しください。	①現時点では断層の回避の検討は実施しておりません。今後事業計画を具体化するなかで断層の評価や想定される影響などを考慮しながら判断したいと考えます。 ②断層周辺を改変することのリスクについて、断層に破碎帯が存在する場合は、近くの活断層が動いたときに引きずられて動くことにより、地表に大きなずれを生じさせる可能性があることから、土地の安定性の点で設置基盤として適さない可能性が想定されます。①で記載したとおり、今後の現地調査等により回避を検討し、回避ができなかった場合は予測、評価を踏まえ、環境保全措置を講じ、影響の低減を図ります。
3-2	74	図3.1-24	1次	事業実施想定区域上に、夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われますが、今後どのように渡りの状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	方法書以降の手続において専門家の助言を受けながら、現地調査の計画及び調査を行い、適切な予測及び評価を行う予定であります。
3-3	81	図3.1-26(1)	1次	事業実施想定区域内に、植生自然度の高い部分が存在しています。その位置と形状からあらかじめ区域から除くことは難しいことは理解できますが、原則改変を避けるべき部分と考えます。当該部分に対する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。	配慮書に対する意見も含め、環境影響評価手続きを通して、今後の現地調査等により現況を把握し、予測、評価を踏まえ、植生自然度が高いと判断される場合は改変の回避や最小化等の環境保全措置を検討し実施することで、出来る限り影響の回避・低減を図って行く予定です。
			2次	図3.1-26については、調査時期から20年程度が経過しており、さらに発達した森林となっている可能性が高いため詳細な調査が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。事業者の見解を伺います。	ご指導のとおり、調査時期から20年程度が経過しているため、現在は異なる植生となっている可能性が高いため、航空写真や現地調査により、現在の植生を把握する必要があると考えます。
追加 3-13	90	表3.1-33	1次		
			2次	「自然環境保全地域 緑地環境保全地域等」は、「自然環境保全地域 環境緑地保護地区等」の誤りではないでしょうか。 また、同表に「環境緑地保護地区等及び記念保護樹木」の欄もあることから重複しているのではないか。	「自然環境保全地域 緑地環境保全地域等」は、「自然環境保全地域 環境緑地保護地区等」の誤りです。また、「環境緑地保護地区等及び記念保護樹木」の欄と重複しているため、方法書以降で作成する全ての図書では正しく記載します。
3-4	93	図3.1-29(2)	1次	事業実施想定区域内に水源涵養保安林が存在しています。保安林は公益目的を達成するために指定されているものであり、国有林、民有林を問わずできるだけ改変を避けるべきと考えますが、事業者の見解と、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。	保安林は避けて事業検討を行うことが最良と考えますが、保安林内での計画が必要な場合は、必要最低限の改変にとどめ、関係機関との協議を行うなど適切な対応をいたします。
			2次	水源涵養保安林は代替えが効かないため改変を避けるべきと考えますが、「保安林内での計画が必要な場合」とは具体的にどのような場合でしょうか。	事業計画が現段階では具体化していないことから、具体的にお示しすることが難しいですが、「保安林内での計画が必要な場合」とは例えば保安林外に地すべりの形跡があり、保安林の改変を無理に避け、地すべりの形跡に改変の計画をして、防災上のリスクを負うよりも、地すべりの形跡を避け、保安林の改変を計画することが相応しい場合や保安林を回避することにより、かえって環境影響が多大となってしまう場合などが想定されます。補足として、同時期に実施している環境省との質疑にて、環境省からは「水源涵養保安林を改変する場合は代替保安林の設置を基本としてご検討ください」との質問を受領していることを合わせてお伝えします。
3-5	99	表3.1-36	1次	ピリカダムやピリカダム公園が事業想定区域周辺にあります。魚道が整備されて魚を観察することができるようになっており、自然景観を望めるようにもなっていますので、人と自然とのふれあい活動の場や眺望点に選定すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	人と自然とのふれあい活動の場や眺望点として、新たに「ピリカダム公園」を選定する方向で検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-14	106 108 111	3. 2. 2(2) (c) 図3. 2-1(2) 図3. 2-3	1次 2次	<p>農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可については、配慮願います。</p> <p>○ 農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が農地法に規定する農地又は採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。</p> <p>○ 農振法に基づく開発許可 事業予定地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の進行に支障が生じないよう配慮願います。</p>	農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可につきましては、農業委員会ならびに農振法担当部署と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮します。
追加 3-15	106 109	3. 2. 2(2) (a) 土地利用基本計画に基づく区域の指定状況	1次 2次	<p>事業実施想定区域の一部及びその周辺は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるので檜山振興局産業振興部林務課と打合せしてください。</p> <p>なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。</p> <p>【新規許可の場合の審議会諮問基準】</p> <p>①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ②開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ③開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (R5. 6現在、事業実施区域の一部及びその周辺に水資源保全地域がある。)</p>	地域森林計画対象民有林にて、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、檜山振興局産業振興部林務課と打合せします。
追加 3-16	108 109	3. 2. 2(2)国土利用計画法等に基づく区域の指定状況 図3. 2-1(2) 図3. 2-2(3)	1次 2次	<p>事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。</p> <p>土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。</p>	事業により土地利用基本計画図の変更がある場合は、ご指導のとおり留意します。
3-6	112	(b) 農業用水としての利用	1次 2次	<p>上ハカイマップ川が事業実施想定区域内を流下しているなど、取水水質への影響が懸念されますが、今後どのような配慮を行っていくことを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>適切に評価するためには、方法書作成前に調査、予測及び評価の手法について、関係者（河川管理者、利水者など）と協議することが望ましいと考えますが、関係者との協議の実施状況及び実施予定について、事業者の見解をご教示ください。</p>	工事中の水の濁りの影響が想定されますが、現地調査結果を踏まえ、影響の有無や程度を今後適切に評価する予定です。その上で、必要に応じ土砂流出・濁水発生対策等の適切な環境保全措置の実施や、河川区域における改変の回避や最小化を検討することにより、影響の回避、低減が可能であると考えます。
追加 3-17	113	3. 2. 3河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 (1) 河川及び湖沼	1次 2次	<p>事業実施想定区域内及び周辺の河川では、内水面漁業権が設定されていることから、事前に以下の漁業権者と協議をし、必ず同意を得てください。また、同区域では保護水面が設定されているとともに、さけ・ます増殖事業が行われていることから、調査及び事業実施にあたっては以下の関係機関と事前に協議し、必ず同意を得てください。</p> <p>○内水面漁業権 瀬棚郡内水面漁協 ○保護水面 後志利別川 (地独) 北海道立総合研究機構水研本部 さけます・内水面水産試験場 ○さけます増殖河川 後志利別川 (一社) 日本海さけ・ます増殖事業協会</p>	現地調査の同意を得るために、漁業権者へ調査および事業について協議を実施する予定です。また、漁業関係者の不安や疑問を払拭できるよう、丁寧な説明と協議を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-18	112～ 114	3. 2. 3. 河川、 湖沼及び海域 の利用並びに 地下水の利用 の状況	1次 2次	①事業実施想定区域及びその周辺には、簡易水道、専用用水道及び飲料水供給施設の取水地点が複数存在するため、工事にあたっては、各取水施設の管理者と事前に協議願います。 ②方法書では、表流水及び伏流水の取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。 ③図3.2-4(1)に花石地区簡易水道の水源(伏流水)が表示されていないため、追記願います。	①ご指導のとおり、工事にあたっては、各取水施設の管理者と事前に協議します。 ②ご指導のとおり、適切に対応します。 ③方法書以降で作成する全ての図書において追記します。
3-7	113	(2) 地下水	1次	事業実施想定区域の周辺に住居等が存在していますが、飲用井戸の有無を確認する必要性について、事業者の見解をご教示ください。 また、現在の確認状況及び今後の確認予定についてご教示ください。	令和5年4月18日に今金町公営施設課へヒアリングしましたが、個人所有の井戸の位置情報は町では把握していないとのことでした。事業実施想定区域周辺の飲用井戸につきましては、自治会等へのヒアリング等により可能な限り確認に努め、影響のないように配慮いたします。
3-8	119	(2) 住宅等の 状況	1次 2次	事業実施想定区域（既存道路拡幅検討区域）との離隔は何kmかをご教示ください。 また、今後どのような配慮を行っていくことを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。  既存道路拡幅検討区域内に建物が存在するところですが、改変区域の最小化など影響の低減ではなく、まず回避を検討する必要があるのではないかでしょうか。	事業実施想定区域（既存道路拡幅検討区域）の中に建物が存在するため離隔はなしとなります。配慮としては、近隣住民への周知・工事等に係る調整や、改変区域の最小化や工事における低騒音型・低振動型重機の採用などが想定されますが、方法書以降において事業計画が具体化した段階で詳細を検討いたします。  配慮として、回避についても検討します。
3-9	168	⑨水資源保全 地域	1次	事業実施想定区域（既存道路拡幅検討区域）には、今金町美利河地区水資源保全地域が含まれており、水量や水質への悪影響がないよう、適正な配慮が必要と考えますが、今後どのような配慮を行っていくことを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。	現段階では既存道路の拡幅検討は未実施であり、どの場所にどれだけの拡幅（改変）をするか不明です。そのため、改変の有無や拡幅の程度など具体的な検討が進んだ時点で、当該保全地域への影響を評価、その結果に応じて適切な配慮を検討する予定です。なお、想定される配慮としては、改変の最小化や沈砂池・浸透樹等の濁水対策などが挙げられます。
追加 3-19	167 168 169	3. 2. 8 環境の 保全を目的と する法令等に より指定され た地域その他 の対象及び當 該対象に係る 規制の内容そ の他の環境の 保全に関する 施策の内容 (2)自然関係 法令等 (f)国土防災 関係 ①保安林	1次 2次	事業実施想定区域の一部及びその周辺は、保安林に指定されているので保安林を避けて計画して下さい。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、速やかに 1 国有保安林は、所轄の森林管理署と打ち合わせすること。 2 民有保安林は檜山振興局産業振興部林務課と打合せすること。  また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ①転用に係る面積が1ha以上のもの。 ②転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一緒にとなって保安林の解除を要するもの。	保安林は避けて事業検討を行うことが最良と考えますが、やむを得ず保安林内の計画が必要な場合は、速やかに関係機関との打合せを行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-10	171 172	図3.2-22土砂災害（特別）警戒区域の指定状況 図3.2-23土砂災害危険箇所の状況	1次	①事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域（地すべり）が存在しています。配慮書時点で該当地区を除外できなかった理由をお示しください。また、どのように対応していくかについて事業者の見解をお示しください。 ②防災に関してはアセスの参考項目にありませんが、土砂災害については地域住民の不安の声も大きいため、どのように配慮して区域設定や配置検討などを行ったかアセス図書に含めると地域の安心や事業への理解、事業の安全な実施につながると考えますが、事業者の見解を伺います。	①配慮書段階の事業実施想定区域内は、今後の詳細な調査・検討・設計に際して、協議等の必要な手続きを適切に進めることから、少しでも改変する可能性のある範囲として広く設定しました。今後は防災の観点から、危険性のある範囲は回避することを考えております。 ②区域設定や配置検討の経緯については、防災関連の内容も含めてアセス図書に掲載するように検討します。また、地域の方々への説明を通じて、地域の安心や事業への理解、事業の安全な実施へつなげていきたいと考えています。
			2次	①図3.1-8の表層地質図にある通り、事業実施想定区域には地すべりが発生しやすい地質とされる第三紀の泥岩が広く分布しています。また、断層も横切っており、地盤の強度低下や粘土の形成などを通じて地すべりが発生しやすい環境にあると推察されます。地すべりは同じ場所で繰り返し発生することが多いため、事業実施想定区域に存在する土砂災害警戒区域はもちろん、防災科学技術研究所が公表している地すべり地形分布図や現地踏査なども活用して、地すべりを確実に回避すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②土砂災害警戒区域（地すべり）及び地すべり危険箇所が含まれることから、函館建設管理部と打合せをしてください。	①地すべりは同じ場所で繰り返し発生する可能性が高いという特性を踏まえ、今後は防災の観点から、ご指導のとおり、事業実施想定区域に存在する土砂災害警戒区域、防災科学技術研究所が公表している地すべり地形分布図など活用し、基本は地すべりの危険性のある範囲は回避することを考えております。 ②基本は地すべり危険箇所や土砂災害警戒区域を回避する方針ですが、事業計画の確度が上がり、土砂災害警戒区域（地すべり）及び地すべり危険箇所を改変せざるを得ない場合は、函館建設管理部と打合せを実施します。
追加3-20	168 173	3.2.8 (2)自然関係法令等 (f)国土防災関係 図3.2-24	1次	画面において国有林に係る山地災害危険地区の記載がないので、修正して下さい。	国有林に係る山地災害危険地区についても、方法書以降で作成する全ての図書において記載します。
			2次	また、本文において、事業実施想定区域内には山地災害危険地区が含まれていない旨の記載がありますが、対象事業実施区域内及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討して下さい。	配慮書段階の事業実施想定区域内は、今後の詳細な調査・検討・設計に際して、協議等の必要な手続きを適切に進めることから、少しでも改変する可能性のある範囲として広く設定しました。今後は防災の観点から、山地災害危険地区へ影響しない場所での計画を検討します。
追加3-21	175	図3.2-26 水資源保全地域	1次		ご指導のとおり、適切に対応します。
			2次	対象事業実施想定区域内に水資源保全地域があるため、当該地域内の土地の利用に当たっては、条例に基づく基本指針及び地域別指針に配慮するとともに、工事等実施の際は汚染等の影響が出ないよう十分留意願います。	

#### 4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加4-13	183～190	第4章	1次		
			2次	本配慮書では、事業実施想定区域周辺の計画中の風力発電事業との累積的な影響について検討等が実施されていませんが、検討しなかった理由についてご教示ください。また、今後計画中の他事業が進行した場合、どのように対応するかについても合わせてお示しください。	事業実施想定区域周辺で計画中の風力発電事業は、「（仮称）せたな松岡風力発電事業」、「（仮称）今金風力発電事業」を把握していますが、配慮書段階では、これら他事業者と、情報の共有及び累積的影響に関する協議を行っていないことが理由となります。方法書以降の手続において、今後計画中の他事業が進行した場合も含め、環境影響評価図書等の公開情報の確認、他の事業者との情報交換等に努め、累積的影響について必要に応じ適切な調査、予測及び評価を行います。
4-1	185	4.1-2表 計画段階配慮事項の項目の選定	1次	本配慮書では「超低周波音」が配慮事項として選定されておりませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込んでいるのかご教示願います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月、環境省）では、20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、超低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見は確認できないことが結論づけられ、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱うことが適当であるとされました。更に令和2年8月には発電所アセス省令の参考項目から外された経緯があり、配慮事項に選定していません。しかし、配慮書に対する意見等を踏まえ、必要に応じて方法書以降で選定することを検討します。選定しなかった場合でも住民等から説明を求められた場合には本事業理解の深化にも繋がるよう、個別対応も含め丁寧な説明対応に努めます。
			2次	「必要に応じて」とありますが、どのような状況において必要が生じると考えているのか、お示しください。	超低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見が報告され、発電所アセス省令の参考項目に再選定された場合や配慮書に対して地元住民から超低周波音を懸念する意見が寄せられ、かつ個別説明等でご理解いただけなかった場合を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-2	186	表4. 1-3(1)	1次	表3.1-16 重要な地形・地質(52ページ)に記載された後志利別川や利別川中流は、事業実施想定区域と近い箇所がありますが、重要な地形・地質に含め調査、予測及び評価する必要はないのでしょうか。含めていい理由及び含める必要性がないか事業者の見解をご教示ください。	重要な地形・地質に記載した後志利別川や利別川中流(後志利別川の中流)については、事業実施想定区域と近い箇所がありますが、事業実施想定区域は水衝部の崖地より高標高に位置することから、河川区域外と判断しています。今後の詳細な調査・検討において、河川区域に影響が考えられる範囲は回避することになります。
4-3	188	表4. 2-1(1)	1次	本事業で採用する風力発電機の出力は最大6,100kWであり、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」作成当時よりも大型の風力発電機となっていますが、事業実施想定区域から2.0kmの範囲を騒音による影響が生じる可能性がある範囲として問題ないでしょうか。	風車からの騒音は、技術開発により「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」作成当時に比べ、大型化している一方で低騒音化されています。「風力発電機への理解促進のための取り組みについて」(令和2年、一般社団法人日本風力発電協会)の資料によれば、大型風車のA特性音響パワーレベルについては、技術開発により低騒音化が進展し、4MWクラスの風力発電機は既存の3MW以下のクラスと発生騒音が同程度であり、1,000~8,000kW程度の風力発電機のA特性音響パワーレベルは、概ね104dB~108dBだという資料があることから、従来の安全側の2.0kmの範囲を影響範囲として設定いたしました。今後、最新の知見や事例の収集に努めるとともに、ご指摘の点につきましては、配慮書についての意見や、今後、風力発電機の機種が確定し、諸元(騒音パワーレベル)が問題となる場合は、定められた方法により最寄りの住居等を対象として、予測、評価し必要に応じて環境保全措置を検討いたします。住民等から騒音に対する懸念が示された場合には、それぞれ、事例等を踏まえ、丁寧な説明に努めます。
4-4	188-190	表4. 2-1 評価の手法	1次	①いずれの項目においても、評価の手法において、「予測結果をもとに、重大な影響の回避又は低減が可能であるかを評価する。」とありますが、「回避又は低減が可能である」というのはどういうことでしょうか。ご説明願います。 ②また選定理由では、「本事業の実施に当たって重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるかどうかを評価できる手法である」としていますが、「回避又は低減が可能である」かどうかは、「回避または低減されるかどうか」と一致しないと思われますが、評価手法として適切かどうか、事業者の見解をお示しください。	①評価では、予測結果をもとに重大な影響の発生の可能性を示したのち、今後、事業計画を検討する上で配慮が必要とされる留意事項を整理しました。更にその留意事項を実施することで、重大な影響が回避できるか、又は低減が可能であるかを評価しています。 ②選定理由の「回避又は低減されるかどうか」という表現と評価手法の「回避又は低減が可能であるか」という表現は両者とも①で記載した意味であり、同一の内容を指しています。「回避又は低減が可能であるか」を評価できる手法については、4.3にお示しいました。また、「重大な影響の回避又は低減が可能である」ものと評価された項目については、配慮事項を基に重大な影響の回避又は低減を検討いたします。
			2次	今後の手続に向けて、影響を回避・低減していくことが可能であるか、また事業計画を検討する上で必要な配慮事項をまとめることは重要ですが、これらは、現時点の計画が環境に配慮したものかどうかを十分に反映していません。 まず、事業の位置・規模等の検討段階である配慮書段階において、現段階の事業計画から重大な影響の発生の可能性があるか等を予測、そして重大な影響の回避又は低減の状況等について評価し、それを踏まえ、上記のような今後の手続に向けた評価を行う必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省)のp154では、「重大な影響」とは直接改変等による保全対象の消失、縮小が回避できない場合であると記載されています。 このため、配慮書段階では、保全対象が消失、縮小することを回避できない場合はあるのかといった観点から、今後の手続で回避又は低減が可能であるかについて評価を実施しています。 発電所に係る環境影響評価手引(経済産業省)のP.161には「詳細な予測及び評価は方法書以降の手続で行う」とされており、方法書以降の手続きにおいて、詳細な予測及び評価を行い、配慮事項を基に影響の回避又は低減を検討いたします。
4-5	197	(b)評価結果 【騒音】	1次	方法書以降の手続等において留意する事項に、必要に応じて環境保全措置を検討するとありますが、どのような場合に環境保全措置を実施するのかがわかるよう、「必要に応じて」を具体的に説明願います。	騒音の影響の程度が大きいと予測された場合を想定しています。
4-6	200	(b)評価結果 (風車の影)	1次	事業実施想定区域(風力発電機設置検討区域)から0.5km~2.0kmの範囲にある住宅等に対しては、影響が生じる可能性があると評価されていますが、2.0km以上の離隔があれば、影響が生じる可能性はないのでしょうか。理由も含め事業者の見解をご教示ください。	「Update of UK Shadow Flicker Evidence Base Final Report」(2011年、英国エネルギー・気候変動省)において、風車の影の影響が及ぶ範囲の目安としてロータ径の10倍の範囲が示されています。現時点で想定しているロータ径の最大は164mであり、これに基づき1640mが影響が及ぶ可能性のある範囲として想定されます。本配慮書で設定した2.0kmはこれを含む範囲であるため問題はないとの認識です。
			2次	影響の及ぶ範囲をローター直径のみで捉え、ハブ高を考慮しないことは(そもそも引用文献における解説も含め)誤りと考えますが見解を伺います。	1次回答で示した目安には、ハブ高さが直接的には入っておりませんが、風車は基本的にローター直径が大きくなるに従いハブ高が高くなる傾向があります。引用文献においてもそれを踏まえて「目安としてロータ径の10倍」を提示しているものと考えております。本配慮書で設定した影響範囲はこれを含む範囲であり、2.0km以上の範囲には、重大な影響が及ぶことはないと考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-7	202	(b)評価結果 【風車の影】	1次	方法書以降の手続き等において留意する事項に、必要に応じて環境保全措置を検討するとありますが、どのような場合に環境保全措置を実施するのかがわかるよう、「必要に応じて」を具体的に説明願います。	風車の影の影響の程度が大きいと予測された場合を想定しています。
追加 4-14	203 ～ 231	4. 3. 3 動物	1次 2次	天然記念物鳥類のバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査等について、専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行ってください。	ご指導のとおり、適切に対応します。
追加 4-15	212	図4. 3-9	1次 2次	出典元のIbisですが、こちらはジャーナル名ですので、著者の名前を正しく記載してください。	「McGrady, M. J., Ueta, M., Potapov, E., Utekhina, I., Masterov, V. B., Ladyguine, A., Zykov, V., Cibor, J., Fuller, M. and Seegar, W. S. (2003) Movements by juvenile and immature Steller's Sea Eagles <i>Haliaeetus pelagicus</i> tracked by satellite. <i>Ibis</i> 145: 318–328.」が正しい記載となります。  方法書以降で作成する全ての図書では正しく記載します。
4-8	222 237	4. 3-11表 専門家等への 意見聴取の内 容	1次 2次	「意見聴取の内容」の記載内容は、ヒアリングを行った専門家の確認を経たものなのか、伺います。  ①「実施の際の参考」について具体的に計画されている点がありましたらお教えください。 ②「ササ地では重要な種は確認されないかもしれない」とのことですが、この意見は、見落としを防ぐために、より詳細な調査が必要という意味であり、重要な植物の多くが確認されないと予想されるからと言って、調査をしなくてよいことにはならないということであると考えられますが、事業者の見解を伺います。	「意見聴取の内容」の記載内容は、ヒアリングを行った専門家の確認を経たものとなります。  ①現段階では、具体的に計画している事項はありません。方法書以降の手続きの中で検討いたします。 ②ササ地においても、他の植生と同様に調査を実施する予定です。
4-9	223	表4. 3-11(2)	1次	専門家からイヌワシに関する意見がありますが、p. 231【方法書以降の手続き等において留意する事項】の2点目のとおり、他の猛禽類同様に調査されるという認識でよろしかったでしょうか。	他の猛禽類同様にイヌワシにも留意して現地調査を実施する予定です。
追加 4-16	227～ 228	表4. 3-13	1次 2次	①動物の重要な種のうち、エゾオオアカゲラやエゾヤマセミ等、亜種名の動物が含まれています。種名を使うのが一般的なので修正すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②事業実施想定区域における動物の生息環境区分が、対象種の利用環境に関する知見から適切とはいえない箇所があります。たとえば、ミサゴ、オジロワシ、オオワシについて本図書では、水域を主な餌場環境としていることから事業実施想定区域に該当する生息環境は存在せず、地形改変及び施設の存在による生息環境への影響は生じないと予測結果になっていますが、これらの中類は営巣地やねぐら、休息場として森林を利用することから、森林の改変や施設の存在等による影響についても評価する必要があると考えられます。上記の鳥類種および複数の環境を利用するその他の動物種についても、同様に、適切な生息環境区分に分類し直したうえで影響の予測を実施すべきと考えますが、事業者の見解をお示しください。	①配慮書では「北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版(2017年)」の記載に合わせ、エゾオオアカゲラやエゾヤマセミ等、亜種名を表記しましたが、方法書以降で作成する全ての図書では正しく記載します。 ②ご指導のとおり、方法書以降で作成する全ての図書では、複数の環境を利用するオコジョ、ヤマシギ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、アカショウビン、エゾサンショウウオについて、適切な生息環境区分に分類し直したうえで影響の予測を実施します。
4-10	231	(b)評価結果	1次	風力発電機は山地の尾根部を中心に設置することを想定しているため、生息環境への影響が生じる可能性は低いと予測していますが、上流域での土地改変による土砂の流出や濁りの影響について、本分類群は他の分類群よりも影響を受けやすいと考えられますが、その影響は検討したのでしょうか。	P. 184の本文に記載しましたが、本配慮書においては、工事計画の熟度が低く、工事中の影響を検討するための情報が少ないとことから、工事の実施に関する影響要因は対象としないこととしております。このため、工事の実施に関する影響要因（「工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響」）は方法書以降の環境影響評価で検討いたします。
4-11	241	(b)評価結果	1次	植生自然度9・10への影響の可能性について、方法書以降の絞り込みによりこれらの影響を回避又は低減できるとしていますが、植生自然度9・10の区域は最終的に事業区域から除外されるという認識でよろしかったでしょうか。	配慮書に対する意見も含め、環境影響評価手続きを通して、現地調査により状況を把握し、予測、評価を踏まえ、環境保全措置を検討し実施することで、出来る限り影響の回避・低減を図って行く予定です。
追加 4-17	242	表4. 3-23	1次 2次	E及びJにおいて環境緑地保護地区等が重複しているのではないでしょうか。	重複しているため、方法書以降で作成する全ての図書では正しく記載します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-18	167、 169	3. 2. 8(2) (f) ①保安林	1次	事業実施想定区域及びその周辺には水源涵養保安林が存在しており、「生態系」に関する予測・評価では、事業による地形改変の影響が生じる可能性があると予測され、また、方法書以降の区域の絞り込み等により重大な影響を回避または低減できると評価されています。	ご指導のとおり、適切に対応します。
	242～ 247	4. 3. 5 生態系 表4. 4-1(3) 総合的な評価		については、図書に記載の「方法書以降の手続等において留意する事項」等に十分に留意の上、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行ってください。	
	267		2次		
4-12	251、 255、 97	表4. 3-27、 29 表3. 1-35	1次	事業実施想定区域周辺の集落にある施設等からの眺望点が選定されていません。地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても眺望点を選定すべきではないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所につきましては文献その他資料での把握が難しいことから、方法書以降の手続において、今金町へのヒアリング実施結果や地元住民の意見等を踏まえ、身近な眺望景観として選定する予定です。
			2次	①今金町の主要な眺望点として「今金橋」「田代橋」があり、景観資源である「後志利別川」の眺望に影響を与える可能性があります。 今金町にヒアリングをしていただいているようですが、問題ないかとは思いますが、檜山振興局HP「「地域の良好な景観資源」「主要な展望地」リスト」もご確認いただき、リストへの追加をご検討ください。 ②方法書以降の手続において選定予定とのことです が、眺望点の選定は準備書作成前に選定されている必要があることを考えると、方法書前にヒアリング等を行い、その検討結果を方法書にて示す必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	
追加 4-19	255	表4. 3-29	1次		ご指導のとおり、適切に対応します。
追加 4-20	257	【方法書以降の手続等において留意する事項】	2次	主要な眺望点からの垂直見込角は1.3度から3.0度となる可能性があるため、主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように、地域との合意形成を図るようお願いいたします。	ご指導を踏まえ、検討します。
			1次		

## 5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 5-1	-	-	1次		ササは一斉開花の後に枯死することから、一斉開花の情報が入手された場合は、その影響を調査に反映させるべきと考えます。現段階では、当地域における一斉開花に関する情報は得おりませんが、調査を実施する際は情報の収集に努めます。情報が得られない場合も、ササが優占している図書の表2.2-1に示した令和5年5月11日撮影の写真も参照し、一斉開花が起きたかどうかを推察します。
			2次	今年はササ(とくにクマイザサ)が道内で一斉開花しており、森林の林床植生が大きく変化する可能性があります。当地域における開花情報の入手と開花が確認された場合には、その影響を調査に反映させるべきかと思いますが、開花に関する情報は得ていますでしょうか。	